

下松市恋ヶ浜緑地公園に自動販売機を設置する事業者公募参加説明書  
(総合評価)

## 1 公募概要

- (1) 設置自動販売機の種類  
飲料（アルコール分を含まない飲料水）、食品及び物販用自動販売機
- (2) 設置場所及び設置台数  
別紙設置内容一覧表のとおり
- (3) 設置期間  
令和7年3月（下松市が指定する日）から令和10年3月31日まで  
ただし、設置期間の満了前であっても、下松市（以下「市」という。）が公園の管理のために必要が生じた場合は原状回復させることがある。  
なお、設置事業者は正当な理由がない限り、設置期間中は自動販売機を撤去することができない。

## 2 設置条件

- (1) 使用済容器回収ボックスの設置  
別紙設置内容一覧表の物件番号ごとに示した設置場所の寸法内に、自動販売機及び販売する飲料等の使用済容器の回収ボックスを設置すること。
- (2) 自動販売機の規格等  
ア 装飾は公序良俗に反しないものであること。  
イ 可能な限りユニバーサルデザインであること。  
ウ 転倒防止対策は、「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準（改訂版）2020年」（清涼飲料自販機協議会）を遵守した措置を講ずること。
- (3) 設置に当たっては、電気設備、自動販売機の搬入及び商品の補充に支障がないか確認を行うこと。また、市が公園管理上必要な指導をしたときは、それに従うこと。

## 3 売上手数料率

選考対象となる売上手数料率は、15.0%以上とする。  
※計算式：売上実績額（円、税込）×売上手数料率（%）

## 4 販売価格

メーカー希望小売価格（定価）を超えない額とする。

## 5 自動販売機設置に伴う必要経費

- (1) 売上手数料  
ア 売上手数料は、各自動販売機に係る各月ごとの売上実績額（税込）に、売上手

数料率を乗じた額とする。

イ 売上手数料は、市の指定口座に振り込み又は市が発行する納入通知書により、指定する期日までに全額納入すること。

ウ 設置事業者は、各月ごとの売上数及び売上実績額（税込）を、指定した期日までに書面又は電磁的方法（電子メール、Webからのダウンロード形式等）により市に報告すること。

(2) その他の必要経費

ア 自動販売機設置及び撤去に要する工事費、移転費等一切の費用は設置事業者負担とする。

イ 自動販売機の運転に必要な光熱水費は、全額を設置事業者の負担とし、市の発行する納入通知書により、指定する期日までに全額納入すること。

なお、電気使用料の額は、設置業者が設置する子メーターの指示値により計測した電気使用量に市が締結した電気事業者との契約に基づき計算した額とする。

ウ 自動販売機設置に係る土地使用料の負担はないものとする。（売上手数料をもって土地使用料とする。）

## 6 設置条件

設置期間前及び設置期間中は、常時、次のことを遵守すること。

- (1) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (2) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、市の指示に従うこと。
- (3) 飲料用の販売品は、缶、ビン、紙パック又はペットボトルの密閉式の容器入りの清涼飲料水、乳製品等とし、多品種、多品目により構成するよう努めること。また、酒類（いわゆるノンアルコール飲料を含む。）の販売は行わないこと。

## 7 公募に参加できる者の資格

公募に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 山口県内に本店、支店、営業所又はそれらと同等機能の事務所を有する者であること。
- (4) この公募の公告の日から入札までの間において下松市物品調達等入札参加資格者に係る指名停止措置要領に基づく参加停止を受けてないこと。
- (5) 自己、自社又はその経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はそれらに関連すると認めるに足りる相

当の理由のある者でないこと。

(6) 山口県税及び下松市税を完納していること。

## 8 公募手続等

この公募に参加を希望する者は、次の必要書類を提出しなければならない。また、応募者は、提出した書類等に関して、市から説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

### (1) 必要書類

		法人	個人
①	応募申込書（様式第1号）	○	○
②	提案書（様式第2号）	○	○
③	販売品目一覧表（様式第3号） ※1	○	○
④	自動販売機のカタログ	○	○
⑤	登記事項証明書（現在事項全部証明書） ※個人の場合は、身分証明書	○	○
⑥	納税証明書 ※2	○	○
⑦	暴力団排除に関する誓約書（様式第4号）	○	○

※1 ③販売品目一覧表（様式第3号）及び④自動販売機のカタログは、設置を予定している自動販売機ごとに作成すること。

※2 ⑥納税証明書は、下記のことを提出すること。

- ・山口県税（全税目）について滞納がないことが確認できる県税事務所長の証明書
- ・市税（全税目）完納証明書（下松市内に本社、営業所等がある場合及び代表者が下松市に在住の場合）

※ ④～⑥については写しでも可。また、⑤及び⑥については、発行日から3か月以内のもの。

### (2) 応募申込書等必要書類の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間 令和7年1月20日（月）から令和7年2月14日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（必着）

※この期間に適正な必要書類の提出がない場合は、いかなる場合でも公募に参加することはできない。

イ 提出場所 下松市 建設部 都市政策課 公園緑化係  
〒744-8585 下松市大手町三丁目3番3号  
電話 0833-45-1857

ウ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）

### (3) 本書に対する質問の受付

本書について疑義がある場合は、市に対して説明を求めることができる。

ア 受付期間 令和7年2月3日（月）午後5時まで（閉庁日を除く。）

- イ 方 法 「公募参加説明書等に対する質問書（様式第5号）」をメールにより提出すること。
- ウ 宛 先 下松市 建設部 都市政策課 公園緑化係  
Email [toshisei@city.kudamatsu.lg.jp](mailto:toshisei@city.kudamatsu.lg.jp)
- エ 回答方法 回答は、令和7年2月7日（金）までに、随時市ホームページに掲載する。
- オ 備 考 回答は、この公募参加説明書と同等の効力を有する。  
選考後、不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 9 選考

### (1) 選考日

令和7年2月17日（月）から2週間程度を目途に選定を行う。

### (2) 設置予定事業者の決定方法

ア 提出された提案書等を市の関係者で構成する選定委員会で総合的に審査し、最も優れた提案書を提出した者を設置予定事業者とする。

イ 設置予定事業者の選考は、物件番号の若い順に行い、参加を希望する物件の優先順位（設置場所の希望優先順）を考慮の上、決定する。

ウ 「物件番号 1-1」の設置予定事業者に決定した者は、「物件番号 1-2」の設置予定事業者になれない。また、「物件番号 1-2」の設置予定事業者に決定した者は、「物件番号 1-1」の設置予定事業者になれない。

「物件番号 2-1」の設置予定事業者に決定した者は、「物件番号 2-2、2-3、2-4」の設置予定事業者になれない（以下、物件番号順に同様の取り扱いとする。）。

ただし、各物件の応募者がすでに設置予定事業者に決定した者のみの場合は、この限りではない。

エ 応募者が1名の場合でも選考を行う。

オ 提出された必要書類の審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この選考に参加することができない。選考参加資格要件不適合通知を受け取った者は、通知後2日以内に、上記(3)ウの宛先にメールにより、説明を求める書面を提出することができる。

### (3) 主な審査項目及び配点

審査項目	説 明	配点
売 上 手 数 料 率	売上げのうち市に支払う手数料割合	30
自 動 販 売 機 の 機 能	ユニバーサルデザイン（障害者対応）、災害対応、子育て支援、環境配慮、省エネ等	25
販 売 品 の 内 容	様々なニーズに応えた種類・品揃え	15
業 務 対 応 体 制	販売品の補充、ゴミの回収、緊急時・故障時の対応	10
地 域 貢 献 度	市の事業への協力、当施設への協力	10

そ の 他	その他有益な提案	10
合 計		100

- (4) 提出した提案書の差し換え、変更又は取消しをすることができない。
- (5) 提案書等提出書類の返却は行わない。
- (6) 選考結果に対しての異議申立ては受け付けない。
- (7) 設置事業者の公表  
設置予定事業者を決定したときは、応募者全員に決定した設置予定事業者名を通知する。また、契約締結後、市ホームページにおいて設置事業者名を公表する。  
なお、必要に応じて、決定した設置事業者の総得点数を公表する場合がある。

## 1.0 選考の無効

次の売上手数料率のものは、無効とする。

- (1) 公募に参加できる資格のない者の提出したもの
- (2) 公告及び公募参加説明書に示した諸条件に違反した者の提出したもの
- (3) 談合、その他不正な行為があったと認められる者の提出したもの
- (4) F A X又は電子メールによるもの
- (5) 記名のないもの
- (6) 必要な事項を確認できないもの
- (7) 同一人が同一事項又は同一物件について2以上の提案をしたもの

## 1.1 設置予定事業者の手続

- (1) 契約書等作成の要否 要
- (2) 契約保証金 免除

## 1.2 維持管理責任

次のことを遵守すること。

- (1) 商品補充及び金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限が過ぎたものを販売しないように注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。  
なお、自動販売機の所有、設置管理、故障発生時等の対応、商品の補充又は売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに、当該他者との間で委託契約又は協定等を締結し、その場合にあつては、設置事業者として決定を受けた後、「自動販売機の管理関係証明書(様式第6号)」及び当該委託契約書又は協定書等の書類の写しを市に提出すること。
- (2) 回収ボックス内にある使用済容器は、設置事業者の責任で適切に回収及びリサイクルをすること。
- (3) 使用済み容器回収の際は、自動販売機及び回収ボックス周辺を清潔に保つよう努めること。
- (4) 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受け、許可書の写しを市に提

出するとともに、関係法令等を遵守して衛生管理に万全を期すること。また、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。

- (5) 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。
- (6) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

### 1.3 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了、許可が取り消された場合又は公園管理のため必要が生じた場合は、速やかに原状回復すること。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を市に請求することはできない。

### 1.4 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消す。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続又は契約の締結に応じなかった場合
- (2) 設置事業者が公募に参加できる者の資格等に該当しなくなった場合
- (3) 市に対して必要な報告をせず又は虚偽の報告をした場合
- (4) 契約に違反した場合

### 1.5 その他

設置事業者は提案書の内容を遵守すること。